

第1回軽米町議会臨時会

令和 5年 5月10日(水)

午前10時00分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 議席の指定
- 日程第 7 常任委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員の選任
- 日程第 9 二戸地区広域行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第10 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第11 同意案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第12 議案第 1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認
を求めることについて
- 日程第13 議案第 2号 令和5年度軽米町一般会計補正予算(第2号)
- 追加日程第1 委員会の閉会中の所管事務調査について

○出席議員（12名）

1番	田中祐典君	2番	甲斐鉦康君
3番	上山誠君	4番	西舘徳松君
5番	江刺家静子君	6番	中村正志君
7番	田村せつ君	8番	茶屋隆君
9番	大村税君	10番	細谷地多門君
11番	本田秀一君	12番	松浦満雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山本賢一君
副町長	江刺家雅弘君
総務課総括課長	日山一則君
会計管理者兼税務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長兼課税担当課長	古舘寿徳君
町民生活課総括課長	工藤晃子君
健康福祉課総括課長兼福祉担当課長	小笠原隆人君
健康福祉課健康づくり担当課長	日向安子君
産業振興課総括課長兼農林振興担当課長	竹澤泰司君
地域整備課総括課長兼上下水道担当課長	中村勇雄君
再生可能エネルギー推進室長	日山一則君
水道事業所長	中村勇雄君
教育委員会教育長	小林昌治君
教育委員会事務局総括次長	野中孝博君
選挙管理委員会事務局長	日山一則君
農業委員会会長	山田一夫君
農業委員会事務局長	竹澤泰司君
監査委員	西山隆介君
監査委員事務局長	関向孝行君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	関向孝行君
議会事務局主事	竹林亜里君
議会事務局主事	松坂俊也君

◎臨時議長の紹介

- 議会事務局長（関向孝行君） 議会事務局長の関向です。本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。
- 年長の大村税議員をご紹介申し上げます。
- 大村税議員、議長席にお願いいたします。

〔大村議員、議長席に着く〕

- 臨時議長（大村 税君） ただいま紹介されました大村税です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。ご協力よろしくお願い申し上げます。
-

◎議員の自己紹介

- 臨時議長（大村 税君） 初めに、一般選挙後初の議会でございますので、前例に倣い議員の自己紹介を行います。
- 議員各位には、着席順に1番からその席で自己紹介をお願いいたします。

〔議員仮議席順にその場で自己紹介〕

- 臨時議長（大村 税君） 以上で議員の自己紹介を終わります。
-

◎執行側の紹介

- 臨時議長（大村 税君） 次に、執行者側の紹介をいたします。

町長、山本賢一君。

副町長、江刺家雅弘君。

代表監査委員、西山隆介君。

教育長、小林昌治君。

農業委員会会長、山田一夫君。

総務課総括課長並びに再生可能エネルギー推進室長兼務並びに選挙管理委員会事務局長併任、日山一則君。

税務会計課総括課長並びに会計管理者、収納・会計担当課長、課税担当課長兼務、古舘寿徳君。

町民生活課総括課長、工藤晃子君。

健康福祉課総括課長並びに福祉担当課長兼務、小笠原隆人君。

産業振興課総括課長並びに農業委員会事務局長併任並びに農林振興課長兼務、竹澤泰司君。

地域整備課総括課長並びに水道事業所長併任並びに上下水道課長兼務、中村勇雄

君。

教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

議会事務局長並びに監査委員事務局長併任、関向孝行君。

総務課企画担当課長、鶴飼義信君。

総務課総務担当課長、松山篤君。

町民生活課総合窓口担当課長、寺地隆之君。

町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

健康福祉課健康づくり担当課長、日向安子君。

産業振興課農政企画担当課長、工藤薫君。

産業振興課商工観光担当課長、輪達隆志君。

地域整備課環境整備担当課長、神久保恵蔵君。

教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。

教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

以上で紹介を終わります。

◎町長挨拶

○臨時議長（大村 税君） 次に、町長から改選後初の議会招集のご挨拶をいただきます。

山本町長、登壇願います。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日ここに新しく当選されました議員各位をお迎えし第1回軽米町議会臨時会が開会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る4月23日に執行されました町議会議員選挙におきまして、町民の皆様の期待を担われ、ご当選の栄に浴されました議員の皆様には心からお祝いを申し上げます。

さて、私は町民の皆様のお負託をいただき、本年2月に町長として6期目を迎えたところであります。首都圏への人口一極集中や少子化による人口減少など、町政を取り巻く環境は依然として厳しさが続いておりますが、これまで取り組んでまいりました子育て日本一のまちづくりや高齢者生活支援など、福祉施策の充実・強化、農林畜産業の振興、再生可能エネルギー資源を活用した大型園芸施設の誘致・推進などによる雇用の創出と町民所得の向上、かるまい文化交流センターを核とした中心商店街の活性化や移住・定住策の一層の推進により、誰もが住みたい、住み続けたい、健康で心豊かに安心して暮らせる持続可能なまちづくりに邁進する所存であります。

どうか、議員各位におかれましては、今後の町政運営におきまして絶大なるご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

最後になりましたが、議員各位におかれましてはますますご顕彰でご活躍くださいますようご祈念を申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、ご当選のお祝いと初議会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（大村 税君） ここで担当課長は退席いたします。

〔担当課長退席〕

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（大村 税君） ただいまから第1回軽米町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時13分）

◎諸般の報告

○臨時議長（大村 税君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

なお、議長選挙後の議事日程については、新議長から配布されることとなりますので、念のため申し上げます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（大村 税君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（大村 税君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（大村 税君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、会議規則第32条第2項の規定により、立会人に田中祐典君、甲斐鉦康君の両名を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○臨時議長（大村 税君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には名字と名前を記載してください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○臨時議長（大村 税君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（大村 税君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、
順番に投票をお願いいたします。

事務局長に点呼を命じます。

〔1番から投票〕

○臨時議長（大村 税君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○臨時議長（大村 税君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。田中祐典君、甲斐鉦康君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（大村 税君） 選挙の結果を報告をいたします。

投票総数 12票

そのうち

有効投票 12票

白 票 0票です。

有効投票のうち

松浦 満雄君 10票

本田 秀一君 1票

江刺家静子君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、松浦満雄君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（大村 税君） ただいま議長に当選された松浦満雄君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長に当選した松浦満雄君を紹介いたします。

松浦満雄君、登壇の上、当選の承諾の挨拶をお願いいたします。登壇願います。

〔松浦満雄君登壇〕

○議長（松浦満雄君） 皆様方より力強いご支援を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

す。誠にありがとうございます。

この上は、皆様方のご期待に沿うよう、公正忠実な議事進行に努めてまいります。また、皆様方が議会人として住民の福祉の向上のために十分にご活躍できますよう、バックアップをしてまいりたいと存じます。

今後におかれましても皆様方の力強いご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

○臨時議長（大村 税君） 松浦満雄議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力、誠にありがとうございました。

議長が議長席に着くまで、暫時休憩いたします。

午前 10 時 32 分 休憩

午前 10 時 33 分 再開

○議長（松浦満雄君） 会議を再開します。

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

本日付で町長から同意案 1 件、議案 2 件の提出がありました。いずれも配布してございますので、朗読は省略いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより先ほど配布した議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって議長において田中祐典君、甲斐鉦康君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第 4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間に決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（松浦満雄君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松浦満雄君） ただいまの出席議員数は12人であります。

次に、会議規則第32条第2項の規定により、立会人に上山誠君、西館徳松君の
兩名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（松浦満雄君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には名
字と名前を記載してください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松浦満雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、
順番に投票を願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔1番から投票〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。上山誠君、西館徳松君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（松浦満雄君） 選挙の結果を報告をします。

投票総数 12票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち

有効投票 12票

白 票 0票です。

有効投票のうち

本田 秀一君 8票
中村 正志君 3票
江刺家静子君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、本田秀一君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松浦満雄君） ただいま副議長に当選されました本田秀一君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。副議長に当選した本田秀一君を紹介します。

本田秀一君、登壇の上、当選の承諾のご挨拶をお願いいたします。登壇願います。

〔本田秀一君登壇〕

○副議長（本田秀一君） 一言就任のご挨拶を申し上げます。

このたびはご推挙いただきまして、心から感謝申し上げます。議員として25年目になりますが、今後も軽米町の発展のために、町民の声をしっかり受け止め、住みよい安全安心なまちづくりを推進し、山積する課題解決に向け、微力ではありますが、与えられた職責を果たしてまいります。

皆さんからのご指導、ご協力等をよろしくお願い申し上げまして、就任に当たっての挨拶といたします。本日は大変ありがとうございました。

◎議席の指定

○議長（松浦満雄君） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることになっております。

議席の指定に当たっては、議席の都合上、議長を12番、副議長を11番とし、そのほかの議席については当選回数の若い順に、当選回数が同じときは年齢の若い順に1番から指定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議長を12番、副議長を11番とし、そのほかの議席については当選回数の若い順に、当選回数と同じときは年齢の若い順に1番から指定します。

暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（松浦満雄君） 会議を再開します。

ただいまの結果を事務局長から報告させます。

○議会事務局長（関向孝行君） それでは、議席の指定を報告いたします。

1番、田中祐典議員、2番、甲斐鉦康議員、3番、上山誠議員、4番、西館徳松議員、5番、江刺家静子議員、6番、中村正志議員、7番、田村せつ議員、8番、茶屋隆議員、9番、大村税議員、10番、細谷地多門議員、11番、本田秀一議員、12番、松浦満雄議員。

○議長（松浦満雄君） ただいまの報告のとおり、指定した議席にそれぞれ着席願います。

◎常任委員の選任

○議長（松浦満雄君） 日程第7、常任委員の選任を行います。

常任委員は、軽米町議会委員会条例第2条の規定で、総務教育民生常任委員7人、産業建設常任委員7人、議会報編集常任委員6人の定数になっております。

また、常任委員の選任は委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。常任委員の選任に当たっては、本会議を休憩し、全議員の協議によって各常任委員の割り振りを決め、その結果に基づいて指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、本会議を休憩の上、各常任委員の割り振りについて全議員で協議することいたします。

全議員での協議が調うまでの間、暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（松浦満雄君） 会議を再開します。

お諮りします。各常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、配布しました名簿のとおり、総務常任委員に甲斐鉦康君、上山誠君、中村正志君、大村税君、松浦満雄、細谷地多門君の6人、産業建設常任委員に田中祐典君、西館徳松君、江刺家静子君、田村せつ君、茶屋隆君、本田秀一君の6人、議会報編集常任委員に田中祐典君、甲斐鉦康君、上山誠君、中村正志君、田村せつ君、茶屋隆君の6人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員は配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議会運営委員の選任

○議長（松浦満雄君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員は、軽米町議会委員会条例第4条の2第2項の規定で6人の定数になっております。

また、議会運営委員の選任は委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員の選任に当たっては、本会議を休憩し、全議員の協議を行い、その結果に基づいて指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、本会議を休憩の上、議会運営委員の選任について全議員で協議することにいたします。

全議員での協議が調うまでの間、暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（松浦満雄君） 会議を再開します。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、配布しました名簿のとおり、西舘徳松君、江刺家静子君、中村正志君、田村せつ君、茶屋隆君、細谷地多門君の6人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第8条第1項により議会控室において各常任委員会を開催します。常任委員会終了後に、引き続き議会運営委員会を開きます。

暫時休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

総務教育民生常任委員長に上山誠君、同副委員長に大村税君、産業建設常任委員長に茶屋隆君、同副委員長に西館徳松君、議会報編集常任委員長に田村せつ君、同副委員長に上山誠君、議会運営委員長に細谷地多門君、同副委員長に茶屋隆君、以上のとおりそれぞれ互選されました。

◎二戸地区広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（松浦満雄君） 日程第9、二戸地区広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

組合議員は、同組合同規約第5条の規定により、関係市町村の議会議員のうちから選挙により選任することになっております。本町議会において選挙すべき議員は2人であります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

二戸地区広域行政事務組合議会議員に、大村税君、私、松浦満雄の2人を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました大村税君、私、松浦満雄の2人を二戸地区広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました2人が当選されました。

ただいま当選されました大村税君、私、松浦満雄が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（松浦満雄君） 日程第10、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議員は、関係市町村の長及び議会の議員のうちから各市町村議会において1人を選任することになっております。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に中村正志君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました中村正志君を岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました中村正志君が当選されました。

ただいま当選されました中村正志君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

ここで、本日町長から提案される同意案1件と議案2件の取扱いについて議会運営委員会で協議していただきますので、暫時休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（松浦満雄君） 会議を再開します。

先ほど開かれた議会運営委員会において協議した結果、同意案1件は投票採決とし、議案2件については本会議場において審議、採決することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第11、同意案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

本件については細谷地多門君の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定によって細谷地多門君の退場を求めます。

〔10番 細谷地多門君退場〕

○議長（松浦満雄君） 同意案第1号の提案理由を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第1号は、監査委員の選任について同意を求めるものでございます。

地方自治法第196条第1項の規定によりまして、町長が議会の同意を得て識見を有する者1名と議会議員から1名を選任することになっております。

本日提案いたしました同意案第1号は、議会議員の中から監査委員を選任することに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いする方は、軽米町大字上館第61地割21番地の8、細谷地多門議員でございます。

細谷地多門議員は、平成7年に軽米町議会議員に初めて当選されて以来、連続8期議員に当選され、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会の委員長、議会運営委員会の副委員長などを歴任されながら、現在まで28年にわたり町政に携わり、町の発展にご尽力をいただいております。また、平成15年5月から4年間、監査委員を務められたご経験もあり、町政全般に精通している細谷地多門議員が監査委員に最適任と考え提案するものでございます。

つきましては同氏の選任に関し議会の同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松浦満雄君） ただいまの表決権を有する出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、議長において立会人に江刺家静子君、中村正志君の両名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（松浦満雄君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松浦満雄君） 異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しないもの及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔1番から投票〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。江刺家静子君、中村正志君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（松浦満雄君） 投票の結果を報告をいたします。

投票総数 10票

これは先ほどの表決権を有する出席議員数に符号いたしております。

そのうち

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛 成 10票

反 対 0票

以上のおおり、賛成が全員です。

よって、同意案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについては、原

案に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松浦満雄君） 先ほど退場した細谷地多門君の入場を許します。

〔10番 細谷地多門君入場〕

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第12、議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、税務会計課総括課長、古舘寿徳君。

〔税務会計課総括課長 古舘寿徳君登壇〕

○税務会計課総括課長（古舘寿徳君） 議案第1号の提案理由についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、軽米町税条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日に専決処分をさせていただきました。つきましては、同条第3項の規定に基づき、本議会で報告させていただくとともに、ご承認をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表方式により作成しております軽米町税条例の一部を改正する条例により主な改正内容につきましてご説明いたします。

1 ページ、第35条の9をご説明いたします。令和6年度から住民税均等割と併せて課税されることになっている森林環境税に関わる部分であります。配当割または株式等譲渡所得割の控除において控除しきれなかった金額を還付あるいは充当しておりましたが、これまで充当先を住民税のみと規定していました。今回、住民税と併せて課税される森林環境税を加え、また未納となっている徴収金に充てることもできるようにするものであります。

同じく1ページ、第37条の3の2につきましては、前年に扶養親族を記載しており、かつその年の移動がない場合には、移動がない旨の記載をして申告書を提出することも可能とするものであります。

2 ページをお願いいたします。第39条以下につきまして、最初に語句についてご説明いたします。これまで条例中に「何々によって」あるいは「何々においては」などという表現を用いておりましたが、「何々により」あるいは「何々には」というような平易な言葉に改めたものがございます。その部分につきましては、説明を省

略させていただきます。

2 ページ、第 39 条第 1 項第 3 号、その下第 42 条、3 ページに入りまして第 45 条、5 ページに行きまして第 48 条の 2 につきましては、新たに課税される森林環境税を条例に明記したものであります。

続きまして、8 ページをお開き願います。条例第 79 条、軽自動車税に係る部分であります。3 輪の特定小型原動機付自転車の種別区分を見直すものであります。

続きまして、9 ページをお願いいたします。第 127 条、国民健康保険税の課税額につきましては、後期高齢者支援金等の課税額の上限を 20 万円から 22 万円とするものであります。

同じく 9 ページ、第 148 条であります。次のページに進んでいただき、第 1 項第 2 号では国民健康保険税の軽減判定に係る基準を変更し、5 割軽減の際は世帯員 1 人につき 28 万 5,000 円だったものを 29 万円に、同項第 3 号では 2 割軽減の際は世帯員 1 人につき 52 万円だったものを 53 万 5,000 円に変更することで軽減判定所得の基となる所得判定基準額を引き上げるものでございます。

11 ページをお願いいたします。第 149 条の 2 であります。国民健康保険における特例対象被保険者の届出に係る確認書類を 1 点追加し、これまで規定されていたものとのどちらかの提示で済むようにするものであります。

11 ページの中段からは附則の改正になります。附則の第 8 であります。肉用牛の売却に係る住民税の課税の特例につきまして、適用期間を 3 年間延長し令和 9 年度までとするものであります。

15 ページをお願いいたします。附則第 16 条第 1 項であります。軽自動車の車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以降の軽自動車税につきまして重課措置を取っているわけではありますが、引用している条項が変わったため整備するものであります。同条第 2 項は、種別割に係る軽減措置を令和 8 年度末まで延長するものであります。

16 ページをお願いいたします。第 3 項から 17 ページの第 4 項につきましては、種別割に係る減免規定の減免区分及び減免できる期間を変更するものであります。

17 ページをお願いいたします。附則第 17 条の 2 であります。優良住宅地等のための譲渡をした場合の住民税の減免措置を規定したものであり、同条第 2 項は適用期間を令和 8 年度まで延長するものであります。

19 ページをお願いいたします。附則第 19 条から 22 ページの附則第 30 条につきましては、前述いたしました国民健康保険税に係る軽減判定計算に係る条項であり、条例第 148 条を引用する条項を整備するものであります。

主立った改正内容を申し上げましたが、そのほかに引用条項のずれの修正、提出あるいは納付に係る諸様式の修正、語句の整理等の改正を行い、専決処分をさせて

いただきました。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて対しての質疑を行います。質疑ありませんか。

江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） 住民税関係、森林環境税の導入に伴うこの徴収方法の整備というところがあります。これについてをお伺いします。

今朝の新聞に、実質賃金12か月連続減というニュースが載っておりました。少し賃金の引上げがあっても、今物価高騰が続いておりまして、実質賃金はマイナスになっているという、町民にとっては大変厳しい状況が家計を圧迫する状態になっているということです。

それで、この森林環境税というのは1,000円なのですが、1,000円であっても、やはりこれがずっと続いていくということになると、ちりも積もればということ、そのほかにもいろんなものが上がってきますので、このことについてお伺いします。

納税通知書を頂きますと、均等割、町民税が3,500円、県民税2,500円と令和4年度の納税通知書にはありました。森林環境税は1,000円ということですが、これは町民税のほうにだけ1,000円課税されるのか、また調べたところ、令和6年度からということなのですが、令和6年度からだったら専決処分でなくてもまだ間に合うのではないかなと思いましたが、そのことはどうでしょうか。

それから、いわての森林づくり県民税というものがあって、これも町県民税の均等割に1,000円加算されております。1,000円という金額は小さいかもしれませんが、やっぱりこういうものの積み重ねが生活を圧迫するということがあります。

このことについて、森林環境税がどのように課税されるのか、またいわての森林づくり県民税との関係もお聞きします。

○議長（松浦満雄君） 税務会計課総括課長、古舘寿徳君。

○税務会計課総括課長（古舘寿徳君） では、ご質問にお答えいたします。

令和5年度までは、町民税ですけれども、基本額3,000円、それに東日本大震災からの復興財源ということで500円をプラスして町民税3,500円となっております。県民税につきましては、基本額1,000円プラスいわての森林づくり県民税1,000円、東日本大震災の復興財源として500円ということで2,500円。町民税、県民税を合わせまして6,000円という形になっております。

令和6年度からですけれども、東日本大震災からの復興財源の町民税、県民税に加算されている500円は、それぞれ終了いたします。その部分に関してはそれぞれ下がるのですけれども、森林環境税につきましては町民税と併せての賦課という形になります。そのため、令和6年度からは町民税の基本額については3,000円、森林環境税が1,000円、町民税部分は合わせて4,000円となります。県民税の部分ですけれども、基本額の1,000円プラスいわての森林づくり県民税ということで2,000円。町民税、県民税合わせて6,000円ということで令和5年度と金額は同じという形になりますが、町民税の部分が500円増えたような形に見えるという状況にはなろうかと思えます。

あと、令和6年からですので、専決処分ではなくて間に合ったのではないかというご質問でありましたけれども、今回地方税法の改正ということで、それにのっとった部分で町の条例のほうも専決処分させていただきました。ここの部分だけ外すとほかの部分にも影響がありましたので、これは同一という考えで進めさせていただきました。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） 総額では増えないということでした。納税通知書もらうと、本当に老眼鏡かけても見えないような小さな字でいわての森林づくり県民税とか何か説明がありますけれども、ちょっとお願いなのですが、あそこの説明はもうちょっと大きな字で見えるように表示していただけたらなと思います。

それから、もう一つ質問ですけれども、国民健康保険税の賦課限度額が、これまで最高限度額が102万円でしたけれども、後期高齢者支援金分が2万円上がって104万円になります。保険料の104万円というのは本当に大きな金額だなと思います。この104万円に該当するような世帯というのは何世帯あるのでしょうか。令和4年度の例でもいいですけれども、何世帯ぐらいになるのか、お伺いします。

それから、軽減判定で使用する所得計算において金額が、5割の場合は28万5,000円から29万円、2割軽減の場合は52万円から53万5,000円という軽減判定の金額が上がります。これによってどういう影響があるかということもお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 税務会計課総括課長、古舘寿徳君。

○税務会計課総括課長（古舘寿徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初に、字の大きさということでご意見ございました。税務会計課のほうで使っているいろんな様式ですけれども、国のほうの指針により標準化、全国统一様式というような形でシフトしております。そういう部分もありまして、単独で字の大きさを変えるというのは難しい部分もありますけれども、何かの形でご説明する

ような文面等を入れるとか、そういう部分については検討してまいりたいと思います。

それから、2つ目にありました限度額まで到達している世帯というような形ですが、令和5年度の所得等についてはただいま計算中ですので試算はできないのですが、令和4年度の世帯でいくと限度額まで到達している世帯は16世帯というふうに認識しております。

軽減判定、金額が変わることにより影響するような世帯という部分ですけれども、こちらについては国保世帯数の中での5割軽減あるいは2割軽減の方々の境のところにいる方々が、例えば基準が1万円上がれば、そこの1万円の境にいた方々も該当になるというような形です。ただし、今現在令和4年度の5割軽減は227世帯となっております。その中で何世帯ぐらいが次の基準のほうに行けるかというのは、ちょっと試算のほう膨大になりますので、なんですけれども、5割軽減、2割軽減合わせて10世帯ぐらいは多分この境界の辺りにいるのではないかという予想は立てております。

以上です。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。軽減の金額が少し変わったということでしたが、少し期待しましたが、10世帯ぐらいが該当するかなということでした。もっとたくさんの方が税額が少しでも下がるようなことになればいいなと思いました。

町長の挨拶にもありましたが、子育て支援日本一ということでしたので、今回の議案にはないのですが、これからも私は子供の均等割の軽減についてまた議会で発言してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（松浦満雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについての採決を行います。

お諮りします。議案第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認

を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎議案第2号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第13、議案第2号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第2号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第2号）について、総務課総括課長、日山一則君。

〔総務課総括課長 日山一則君登壇〕

○総務課総括課長（日山一則君） 議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。

令和5年度軽米町一般会計補正予算（第2号）でございます。予算書のほうをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ524万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ70億5,424万6,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、令和4年度に引き続きまして実施するものでございますが、2つの事業について計上させていただいております。1つ目は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う子育て世帯生活支援特別給付金事業でございます。

児童扶養手当受給者等の低所得の独り親世帯及び住民税均等割非課税の子育て世帯を支給対象としまして、児童1人当たり一律5万円を支給するもので、県から直接給付されます低所得の独り親世帯を除きました町で給付を実施いたします対象児童を80名と見込みまして、400万円の給付金、それに加えまして事務に要する経費33万9,000円と合わせまして433万9,000円を計上しております。

本事業につきましては全額国費負担となることから、同額を歳入、国庫補助金に計上しております。

2つ目は、5月下旬開始を予定しております新型コロナワクチン接種に当たり、障がい者等の接種会場までの交通手段としてタクシー送迎に要する経費を助成するという事業でございます。

タクシー事業者への委託経費70万7,000円と介護タクシー利用料助成に要する経費20万円を見込みまして、合計で90万7,000円を計上しております。

本事業費につきましては、前年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただきましたが、今年度は交付金の配分予定がないことから、単独の事業として実施してまいります。同額を財政調整基金繰入金により計上させていただき、財源調整をさせていただいております。

以上、議案第2号につきまして、ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第2号）に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） 子育て世帯生活支援特別給付金事業ですけれども、これは給付する時期はいつ頃になるのでしょうか。また、給付の方法についてお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

給付の時期につきましては、これから予算が承認されましたら即座に準備を始めて、できれば5月中に開始をしたいというふうに考えております。

あと、給付の方法ですけれども、こちらにつきましては児童扶養手当の受給者に関しましてはプッシュ型という形で給付を即座に開始するものとしております。

それとは別に、高校生以上のみのお子さんをお持ちの世帯につきましては、申請をいただきまして給付するという方法を取らせていただきたいと思いますと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

○6番（中村正志君） 不勉強ですので、ちょっと確認を含めてお伺いしたいのですけれども、独り親世帯という理解の仕方ですけれども、独り親世帯、これは戸籍上のことなのか、同居して、その親のまた親と同居している人等いる場合もないわけではないのかなと思ったり、世帯分離といいますか、その辺もあるかとは思いますが、ここで言う独り親世帯というふうなものはどのことを指しているのかなということをお聞かせください。

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午前11時59分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、再開してお昼休憩をいたします。午後1時から再開いたします。

午前11時59分 休憩

午後 零時59分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号に対する答弁を健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） それでは、午前中のご質問の件でございますが、県の事業とはいえ勉強不足で大変失礼いたしました。

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。独り親世帯の対象者の基準についてでございますが、独り親の子がいる世帯のこととございまして、同居人がいる場合でも、戸籍上でも、そうでなくても対象になるということとでございます。

しかしながら、その児童扶養手当という形で県では給付をしております、今回の給付金はその対象者全員が対象になるということとございまして、その児童扶養手当の給付時に所得制限等の基準を満たした方が対象になっているということから、この児童扶養手当の対象者の方は低所得者の世帯の独り親世帯であるという判断の下から、その方々全員に給付されるということになっております。

答弁としては以上でございます。

○議長（松浦満雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） それでは、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第2号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第2号）についての採決を行います。

お諮りします。議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（松浦満雄君） お諮りします。

議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続調査を日程に追加し、議題とすることに決定しま

した。

暫時休憩します。

午後 1時02分 休憩

午後 1時03分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

◎委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（松浦満雄君） 追加日程第1、委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって第1回軽米町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 1時04分）